

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：富士フイルム和光純薬株式会社 岡 順子)

化学物質に関する法律で令和7年12月から令和8年4月までに改正などのあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページなどでご確認ください。

1. 労働安全衛生法関係

1) 新規化学物質の名称の公表

労働安全衛生法第57条の4第3項の規定に基づき、新規化学物質の名称が新たに公表されました。

①令和7年12月26日付167件

(通し番号：32273～32439)(名称省略)

【厚生労働省 職場の安全サイト：

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202512kag_new.htm】

②令和8年3月27日付171件

(通し番号：32440～32610)(名称省略)

【厚生労働省 職場の安全サイト：

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202603kag_new.htm】

2) 変異原性が認められた化学物質の追加

基発1209第5号厚生労働省労働基準局長通達「変異原性が認められた化学物質の取扱について」(令和7年12月9日付)により、変異原性が認められた化学物質(変異原化学物質)

の追加(15化合物)が公表されました。(名称省略)

【厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251211K0011.pdf>】

3) 表示・通知対象物の追加(安衛則別表第2関係)

厚生労働省令第68号(令和8年3月31日付)により、労働安全衛生法施行令第18条第2号及び第18条の2第2号の規定に基づき、表示・通知対象物36物質が労働安全衛生規則別表第2へ追加されました。(名称省略)

(施行日:令和10年4月1日)

【厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001684498.pdf>】

4) 「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」に関する公示

労働安全衛生法第57条の2第8項の規定に基づき、通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針が公表されました。それに伴い「SDSに記載するための代替化学名等作成マニュアル」が公開されました。

(施行日:令和8年4月1日)

【厚生労働省ホームページ：指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001659845.pdf>】

【厚生労働省ホームページ：マニュアル

[https://www.mhlw.go.jp/](https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001663302.pdf)

[content/11300000/001663302.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001663302.pdf)】

5) 皮膚吸収性有害物質の追加

基安化発0401第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通達に基づき、皮膚吸収性有害物質として新たに16物質が追加され、令和9年4月1日から適用されます。皮膚等障害化学物質の一覧については、厚生労働省ホームページの対象物質の一覧「皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2）及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト（令和9年4月1日適用分）」に掲載されています。

【厚生労働省ホームページ：指針

[https://www.mhlw.go.jp/stf/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

[seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

[https://www.mhlw.go.jp/](https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001684813.xlsx)

[content/11300000/001684813.xlsx](https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001684813.xlsx)】

令和9年4月1日から適用となる皮膚吸収性有害物質一覧

No.	CAS登録番号	化学物質名称・別名
1	3691-35-8	2-（フェニルパラクロルフェニルアセチル）-1, 3-インダンジオン（別名：クロロファシノン）
2	107-12-0	プロパンニトリル
3	50-78-2	アセチルサリチル酸
4	60-12-8	ペーターフェニルエチルアルコール（別名：フェネチルアルコール）
5	532-32-1	安息香酸ナトリウム
6	3033-62-3	ビス（2-ジメチルアミノエチル）エーテル
7	111-77-3	2-（2-メトキシエトキシ）エタノール（別名：ジエチレングリコールモノメチルエーテル）
8	121-45-9	亜りん酸トリメチル
9	106-50-3	<i>p</i> -フェニレンジアミン
10	102-71-6	トリエタノールアミン
11	64-67-5	硫酸ジエチル
12	65996-93-2	高温コルタールビッチ
13	70-25-7	<i>N</i> -メチル- <i>N'</i> -ニトロ- <i>N</i> -ニトロソグアニジン
14	684-93-5	<i>N</i> -メチル- <i>N</i> -ニトロソ尿素
15	759-73-9	<i>N</i> -エチル- <i>N</i> -ニトロソ尿素
16	96-13-9	2, 3-ジブプロモ-1-プロパノール

2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係

1) 第一種特定化学物質の指定

政令第416号（令和7年12月17日付）により、「ペルフルオロ（ヘキサ-1-スルホン酸）関連物質（PFHxS）関連物質」が第一種特定化学物質に指定されるとともに、所要の改正が行われました。

(1) 第一種特定化学物質の指定

化審法第2条第2項に規定された第一種特定化学物質として、「ペルフルオロヘキサ-1-スルホン酸関連物質」が指定されました。個別具体的な物質については、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令第3号（令和8年4月17日付）で定められました。

(2) 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品の指定

第一種特定化学物質となる「ペルフルオロヘキサ-1-スルホン酸関連物質」が使用されている場合に輸入することができない製品として、「はっ水性能又は油性能を与えるための処理をした生地」等が指定されました。

(3) 例外的に使用することが認められる用途の削除（化審法施行令原始附則第3項関係）

「8:2フルオロテトラマールアルコール（8:2FTOH）」について、代替困難等の観点から例外的に認められていた用途が削除されました。

(4) 第一種特定化学物質が使用されている場合に取り扱い等に係る基準に従わなければならない製品の指定

取り扱い時に国が定める技術上の基準に従わなければならない製品として、当分の間、「ペルフルオロヘキサ-1-スルホン酸関連物質」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が定められました。

(5) 経過措置等

その他所要の経過措置等が設けられました。（公布日又は公布後6カ月後に随時施行）（施行期日）

- ・ 令和7年12月17日(公布日)：上記2.(3)
- ・ 令和8年6月17日(公布後6カ月後)：上記2.(1)、(2)及び(4)

【経済産業省ホームページ：

<https://www.meti.go.jp/press/2025/12/20251212001/20251212001.html>】

2) 優先評価化学物質の取り消し/追加指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号(令和8年3月31日付)にて6物質が取り消しされ、告示第4号(令和8年4月1日付)にて新たに6物質が優先評価化学物質に指定されました。

・取り消しされた優先評価物質

通し番号	化学物質の名称	整理番号
67	テレフタル酸ジメチル	(3)-1328
170	デカン-1-オール	(2)-217
200	ベンジル(ジメチル)(オクチル)アンモニウムの塩	(3)-2694
242	[ジメチル(オクタデシル)アザニウムイル]アセタート	(2)-1291 (2)-2709
246	エチル=2-フェニルプロパノアート	(3)-1730
248	3a, 4, 5, 6, 7, 7a-ヘキサヒドロ-1 <i>H</i> -4, 7-メタノインデン-5-イル=アセタート	(4)-658

【経済産業省ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin_yusen_260331.pdf】

・新たに指定された優先評価物質

通し番号	化学物質の名称	整理番号
289	三酸化二アンチモン(Ⅲ)	(1)-543
290	ヘキサメチレンジアミン	(2)-153
291	フルフラール	(5)-40
292	ピリジン	(5)-710
293	アルキル(C=8~16、直鎖型)=D-グルコピラノシド又は(D-グルコピラナン(糖間の結合がグリコシド結合であるものに限る。))のアルキル(C=8~16直鎖型)グリコシド)	(5)-3641 (5)-6281 (5)-6337
294	1, 2-ベンゾチアゾリン-3-オン	(9)-1845

【経済産業省ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin_yusen_260401.pdf】

3. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法) 関係 指定薬物の追加

1) 厚生労働省令第5号(令和8年1月21日付)により、以下の3物質が「指定薬物」に指定されました。

- ① 2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
- ② 1-(2-ジエチルアミノ)エチル-2-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)メチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ *N*-シクロプロピル-4-ヒドロキシ-*N*-メチルトリプタミン及びその塩類

(施行日：令和8年1月31日)

【厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00044.html】

2) 厚生労働省令第20号(令和8年3月4日付)により、以下の3物質が「指定薬物」に指定されました。

- ① イソプロピル=1-(1-フェニルエチル)-1*H*-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類
- ② 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
- ③ *N,N*-ジエチル-7-メチル-4-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ[4, 3-*fg*]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類

④ 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
(施行日：令和8年3月14日)

【厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00047.html】

3) 厚生労働省令第24号(令和8年3月18日付)により、以下の1物質が「指定薬物」に指

定されました。

①6,6,9-トリメチル-3-ペンチル-6*H*-ジベ
ンゾ[*b,d*]ピラン-1-オール及びその塩類

(施行日：令和8年6月1日)

【厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00048.html】

4. 毒物及び劇物取締法関係

医薬薬審発1225第1号厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課長通知により、JIS Z 7253
「GHSに基づく化学品の危険有害性の情報伝
達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全
データシート(SDS)」が改定されたことから、
薬食化発0326第1号通知(毒物及び劇物取締
法における毒物又は劇物の容器及び被包への
表示等に係る留意事項)の一部が改正されま
した。

【厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001622226.pdf>】

以上